

児童虐待防止対策条例の9月議会での改正について

第1 これまでの動き

- 1 本年1月に発生した野田市での女兒虐待死事件（以下「本事件」という）を受け、2月定例県議会の閉会日の3月8日には、事案の真相究明及び再発防止宣言が全会一致で可決され、また、我が党においても、執行部に対し、申入書の提出を行った。
その後、執行部からは、4月26日付で我が党への申入書への対応が示され、さらに、5月8日に緊急対策の発表、そして、6月議会での補正予算の可決に至っている。
- 2 本事件の検証については、本県の第三者検証委員会だけでなく、国、野田市においても設置が行われているが、現在いずれも調査中であり、検証結果・報告が出てくるまでには相応の時間を要することが想定される。
- 3 その一方で、国においては、本年6月26日、しつけに際しての体罰の禁止を条文上明らかにするなどの改正児童虐待防止法等が公布され、また、同日、国の検証チームからは中間とりまとめが発表されている。
- 4 改正法の趣旨は、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所定の措置を講ずることにある。

第2 改正の考え方・方針

- 1 第三者検証委員会の報告を待つのではなく、ここまでの県執行部の対応、国の法律改正・検証の中間とりまとめを前提として、現時点で明らかな課題を踏まえて、今できる速やかな改正を実施することにより、法的側面からの児童虐待防止対策の充実・強化を図ることを目的とする。
- 2 時期的には、次期の基本計画の策定（現行計画は今年度末まで）や、来年度当初予算の編成のタイミングとも合っている。
- 3 今後の第三者検証委員会による検証結果を踏まえて、更に必要となる改正を検討していくスタンスであることを明示する。
- 4 9月議会での速やかな改正に向けて、現行条例の体系や全体バランスを考慮して、なるべく条文をいじらない。
- 5 条文レベルに落としにくいものを附帯決議に盛り込むこととする。

第3 改正骨子

- 1 保護者によるしつけによる体罰の禁止
- 2 虐待死亡事例検証報告や虐待対応マニュアルの浸透状況及び短期目標と中長期目標の設定についての基本計画への明記。

- 3 「関係機関等」の定義への警察等の明記
- 4 児童相談所の設置を目指す市への支援
- 5 附帯決議

→ここには、①2月議会での再発防止宣言と我が党の申し入れの内容をベースに、②国の法律改正、国会の附帯決議、国の検証委員会の中間報告、PTメンバーの個別施策への考え方等をまとめる。また、③1～5までで足りない部分の補足についても行うものとする。

第4 改正条文について

< 1 しつけによる体罰の禁止：第6条に新2項を追加 >

第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。

2 保護者は、児童のしつけ及び福祉のために必要な措置等に際して、体罰を加えてはならない。

3 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識するとともに、子育てに関する悩みがあるときは、県、市町村その他子育ての支援を行う者に相談又は助言その他の支援を受けるなどして、子どもが健やかに成長することができるよう努めなければならない。

【説明】

・法律の改正を受けて、体罰の禁止を明示する。本事件のように、しつけ名目での体罰を容認する保護者の言い逃れを防ぐとともに、意識改善へと繋げる。

しつけがエスカレートして虐待に至ってしまうケースの防止に繋げる。

・子供の違法行為に対する正当防衛や緊急避難が体罰に当たらないことは当然である。

< 2 基本計画：11条に3項及び4項を追加 >

(基本計画)

第十一条 知事は、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもを虐待から守ることに関する目標及び虐待防止施策についての基本的な方針・

二 前号に掲げるもののほか、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 第1項の計画には、児童虐待死亡事例検証報告を受けての取組み及び虐待対応マニユ

アルの実践の状況についての評価を付記するものとする。

4 第1項の計画は、期間を★10年とし、★3年以内に達成する指標を定めるものとする。」

★13条の毎年度の虐待防止施策の実施状況についての公表にも、3項の内容を加えるかは検討。

【説明：3項の関係】

・今回の事件を踏まえた徹底した再発防止のためには、死亡事例の検証を受けた提言を受けた取り組みを徹底していくことが不可欠である。

しかし、過去4回に及ぶ死亡事例の検証報告や提言があるにもかかわらず、リスクアセスメント資料の欠落やDV事案への対応ルールの順守など、活かされなかった点があることを真摯に受け止める必要がある。

そこで、計画に実施の評価を付記するように求めた。

・同様のことは、これらの検証報告やこれまでの虐待対応の実践の積み重ねである虐待対応マニュアルについても指摘ができる。児童相談所職員の職務執行にあたっての虐待対応マニュアルの徹底と現場への浸透が強く求められている。

特に、今回の事件を受け、一時保護解除後の家庭復帰における場合のフォローのあり方は、今後の虐待対応マニュアルで改定がされることが想定され、大きな意義を持つ。

【説明：4項の関係】

・今回の事件を受けて、児童相談所の体制強化を図っていく必要性が改めて確認された。施設面では、一時保護所の不足への対応が求められているが、これは従前から指摘をされているものである。

そこで、今後の児童虐待防止対策について、短期で行っていくのものと、中長期で行っていくものに分けて整理することにより、より計画性を高めて対策の充実と実行性の強化を図るものとする。

< 3 関係機関等に警察を明記（連携強化）：2条4号に追加 >

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

～省略～

四 関係機関等 学校、児童福祉施設、警察、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、警察職員、その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

※「警察」又は「警察職員」のいずれかでの記載を提案。

【説明】

・今回の法律改正では、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならない団体に「都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、及び配偶者暴力相談支援センター」が含まれることが明確化された。

また、本条例の制定後である平成29年の法律改正（平成29年6月21日）では、早期発見に努めなければならない者として、「助産師」「看護師」が明確化された。

そこで、今回までの法律改正に合わせて、関係機関等の定義の中に、例示の追加による明確化を行うこととする。

これにより、児童虐待防止対策における関係機関等としての役割（8条）の重要性を明らかにするとともに、児童虐待の早期発見（15条）、情報の共有（19条）などでの連携の強化へと繋げていく。

< 4 市町村への支援：27条の2に新設 >

「 県は、児童相談所の設置を検討している市に対し、緊密な連携を図りながら、必要な支援を行うものとする。」

【説明】

・法律上、希望する市区については、児童相談所の設置が可能とされているところ、現在、本県においても、船橋市や柏市が児童相談所の設置に向けて検討を進めている。

市による児童相談所の設置は、★県内の児童虐待防止対策をより充実させる観点から望ましいことから、県による人材育成をはじめとする人的・物的支援に協力することを明確にするものである。

設置後は、県児童相談所の管轄範囲の変更など大きな影響を及ぼすことから、県には当該市との間で検討段階からの緊密な連携を求めることとする。

< 5 施行日 >

多くが、法律と合わせて「平成32年4月1日から」、但し、計画

第5 附帯決議について

ここには、①2月議会での再発防止宣言と我が党の申し入れの内容をベースに、②国の法律改正、国会の附帯決議、国の検証委員会の中間報告、そして、PTメンバーの個別施策への考え方をまとめる。

また、③1～5までで足りない部分の補足についても検討する。

この点、〇月〇日のプロジェクトチームでは、我が党の申入書に対し、執行部からの対

応及び緊急対策の説明が行われ、条例改正に向けての様々な意見が出されている。ここから計画に反映するように誘導することも可能。

<案>

本年1月に野田市で発生した小学生の児童虐待死事件を受け、

記

1

附帯決議案

本年1月、野田市で小学4年生の児童が親の虐待により亡くなるという、あってはならない大変痛ましい事件が発生した。

今回のような最悪の事態を二度と発生させてはならない。

我々県議会は、徹底した再発防止策の構築に速やかに繋げるために、今議会での「子どもを虐待から守る条例」の改正に併せて、執行部に対しては、以下の点に留意しながら、本条例の執行及び児童虐待対策の強化に臨むように求めるよう決議する。

記

1 児童相談所職員の対応やケースマネジメント上の課題への対応

今回の事件では、既に国の検証チームにおける中間報告においても、①一時保護の解除により家庭復帰の措置を行うにあたっての家族関係等の調査やアセスメントツールの活用、②要保護児童の長期欠席時における学校、児童相談所、及び市町村の情報共有の徹底と児童の安全確認の徹底などにおいて、児童相談所職員の対応やケースマネジメント上の課題が指摘されている。

・そこで、今後予定されている本県の第三者検証委員会の調査結果及び提言を真摯に受けとめ、現場職員の対応やケースマネジメントにきちんと反映させるために児童虐待防止マニュアルの改定及びこれらの浸透を徹底すること

・また、過去の答申での改善策が現場まで浸透していたか、虐待対応マニュアルの浸透方法を含めた検証も徹底して行い、再発防止策に繋げること

2 児童相談所の体制強化について

- ・児童福祉司等の専門職員の増員計画の前倒しの実現にとどまらず、他の職員についても必要な増員を速やかに行うこと。
- ・研修の更なる充実を図り、虐待対応マニュアルの浸透を徹底すること。
- ・最新の ICT 活用等により現行システムを抜本的に改め、業務の効率化と職員の負担軽減、前記1を踏まえたケースの適切な進行管理、及びリアルタイムでの情報共有等を実施し、業務執行体制を強化していくこと。
- ・職員増員に伴う業務スペースの確保、一時保護所の増設等の施設の充実を中長期の計画を持って実行していくこと
- ・保護者による圧力等に対しても職員が毅然と業務遂行できるように、必要に応じて迅速に警察や弁護士のサポートを受けられる体制を構築していくこと

3 児童相談所と関係機関との連携強化について

- ・警察との間において、虐待対応事案の全件の情報共有に向けた取り組みを行い、連携を強化していくこと。そのためにも、児童虐待に関わる警察官の体制を充実させ、より積極的な子供の安全確認と保護の実施に繋げること
- ・市町村との間で、リアルタイムで情報を共有できるシステムと体制を構築し、役割分担の明確化と相互補完の強化に努めること
- ・船橋市や柏市など、児童相談所の設置を検討している自治体と緊密な連携を図るとともに、人的物的な支援を十分に行っていくこと

4 学校における体制強化について

- ・教職員の児童虐待対応に関する研修を充実させること
- ・アンケート調査等の情報の適切な管理を徹底すること
- ・教職員が圧力等に毅然と対応できるように、弁護士等による支援体制の充実を行っていくこと
- ・個々の虐待事案について、関係機関との情報共有や連携を強化すること

5 DV への対応

児童相談所は、子供への心理的虐待となる DV 事案における保護者への支援のために★関係市町村との連携を強化するとともに、DV 被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターとの連携を行うこと

6 県民への啓発強化について

- ・児童相談所全国共通ダイヤル（189）及び通報義務の県民認知の徹底と、通報を受ける体制を強化すること

○ 児童の権利保護の観点から、一時保護解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により、当該児童の安全を確保すること、虐待リスクがあるケースにおける、定期的な安否確認及び安全確保、継続指導ケースと家庭訪問のあり方、

○ 保護者への支援 DV マニュアルの浸透

○ 計画的な取組みと財政支援

○ 予防について

※ ○月○日プロジェクトチームでは、我が党の申入書に対し、執行部からの対応及び緊急対策の説明が行われ、条例改正に向けての様々な意見が出された。

※

※ 【現時点での検討項目】

※ ・導入に本事件を受けての決意表明。

※ ・2月議会の再発防止宣言及び党の申し入れをベースとする。

※ ・優先的財政措置や時限立法的意味合いの表現についての検討。

※ ・本事件の再発防止に直接的なものと、間接的・背景的に関連するものを分けて整理。

※ ・一時保護解除後の家庭復帰における継続指導や連携体制の項目を加える。

※ ・DV への対策や支援に関する項目を加える。

※ ・児相の体制強化のうち、ICT 利活用についてモデル的位置づけの記載を検討。

※ ・警察との連携強化の中身を具体的に記載するかを検討。

※ ・国会での附帯決議の内容も考慮。

※ ・附帯決議に掲げる内容を基本計画へと盛り込むことの記載も可能なので検討。

※ ・第三者検証委員会の提言の浸透

児童虐待防止対策条例改正の検討メモ

第1 9月議会での改正の基本的な考え方（形より実）

- 1 野田の女児虐待死事件を受けての法律改正や県執行部の対応、そして現時点で明らかにされている課題を踏まえて（国の中間報告等を参照）、現時点での必要な改正を速やかに行うものである。
- 2 時期的にも、次期基本計画の策定（現行計画は今年度まで）や、来年度予算編成とのタイミングに合っている。
すなわち、施設面など、各課題への対応を、短期と中長期に分けて、計画に取り組みを進めていくように導くことが可能なタイミングであると考ええる。
- 3 当然、本県の第三者検証委員会による検証結果を受けた後には、改めて必要な改正を検討するスタンスであることを明示する。
- 4 速やかな改正を実現すべく、なるべく条文をいじらない（現行条例の体系や全体バランスを考える）。
- 5 条文レベルに落としにくいものを附帯決議に盛り込むこととする。
ここから計画に反映するように誘導することも可能。

※現行条例の体系や表現のレベルを踏まえると、PTメンバーが求めるような肉付け的な表現の追記には相当な時間を要することから、いわゆる「最高の形」を目指すかどうかは、後の改正へと引き継ぐものとする。この点、本県以降に制定された他都県と同種条例を見ても、本県の現行条例と比較して際立って特徴的なものを掲げている例は少ない。おそらくコピーだから。→ゆえに今回で無理に改正をする必要性は少。

第2 改正骨子

- 1 しつけによる体罰の禁止
- 2 虐待死亡事例検証報告や虐待対応マニュアルの浸透状況及び短期目標と中長期目標の設定についての基本計画への明記。
- (3 関係機関等に警察を明記する形での連携強化)
- 4 児童相談所の設置を目指す市町村への支援
- 5 附帯決議
→ここには、①2月議会での再発防止宣言と我が党の申し入れの内容をベースに、
②国の法律改正、国会の附帯決議、国の検証委員会の中間報告、PTメンバーの

個別施策への考え方をまとめる。また、③1～5までで足りない部分の補足についても行う。

※「3」は今回での改正を見送るかを検討すべき項目と考える。

※ 一時保護解除後の家庭復帰の課題については、マニュアルの浸透：計画（11条3項）で図ることとしている。

第3 条文案の叩き台

< 1 しつけによる体罰の禁止：第6条に新2項を追加 >

第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。

2 保護者は、児童のしつけ及び福祉のために必要な措置等に際して、体罰を加えてはならない。

3 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識するとともに、子育てに関する悩みがあるときは、県、市町村その他子育ての支援を行う者に相談又は助言その他の支援を受けるなどして、子どもが健やかに成長することができるよう努めなければならない。

【説明】

・法律の改正を受けて、体罰の禁止を明示する。今回の事件のように、しつけ名目での言い逃れをできないようにするとともに、しつけがエスカレートして虐待になるようなケースを防止へと繋げていく。

・もともと、子供の違法行為に対する正当防衛や緊急避難は体罰に当たらないことは当然のことである。

★児童虐待防止法3条では、「何人も」、児童に対し、虐待をしてはならない」とあるところを、本県条例は、保護者の責務の箇所で、「保護者」に絞った明記としている。この点、しつけによる体罰の禁止については、民法の懲戒権のあり方からの議論を国で行っていく予定なので、今回の条例改正の段階では「何人」に拘る必要はない。

★もし、子供の権利の視点にも踏み込む場合は、他に包括的な規定を設ける必要がある。

< 2 基本計画：11条に3項及び4項を追加 >

(基本計画)

第十一条 知事は、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもを虐待から守ることに関する目標及び虐待防止施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 第1項の計画には、児童虐待死亡事例検証報告を受けての取組み及び虐待対応マニュアルの実践の状況についての評価を付記するものとする。

4 第1項の計画は、期間を★10年とし、★3年以内に達成する指標を定めるものとする。」

★13条の毎年度の虐待防止施策の実施状況についての公表にも、3項の内容を加えるかは検討。

【説明：3項の関係】

・今回の事件を踏まえた再発防止のためには、死亡事例の検証を受けた提言を受けた取組みを徹底していくことが不可欠である。しかし、過去4回に及ぶ死亡事例の検証報告や提言があるにもかかわらず、リスクアセスメント資料の欠落やDV事案への対応ルールの順守など、活かされなかった点があることを真摯に受け止める必要がある。

そこで、計画に実施の評価を付記するように求めた。

・同様のことは、これらの検証報告やこれまでの虐待対応の実践の積み重ねである虐待対応マニュアルについても指摘ができる。児童相談所職員の職務執行にあたっての虐待対応マニュアルの徹底と現場への浸透が強く求められている。

特に、今回の事件を受け、一時保護解除後の家庭復帰における場合のフォローのあり方は、今後の虐待対応マニュアルで改定がされることから、大きな意味を持つ。

・「児童虐待死亡事例検証報告」とは、千葉県社会福祉審議会による児童虐待死亡事例報告書及びそこにおける提言を意味する（過去において4次実施）。

★5次を落としどころとするかは検討。

・「本県の児童虐待死亡事例検証報告を受けての」の「受けての」とは、そこでの「提言」などを踏まえてということの意味する。

・「取組み状況の評価を付記」には、当然、これを受けての課題の整理や将来的な取組みについての記載も求められている。

・「虐待対応マニュアル」とは、千葉県子ども虐待対応マニュアルを指す。

・「虐待対応マニュアルの実践の評価」とは、児童相談所職員への普及状況や現場への浸透の状況についての評価にとどまらず、当然、これを受けての課題の整理や将来的な取組みについての記載も求められている。

★研修以外での浸透方法は？→ICTの活用など。

【説明：4項の関係】

・今回の事件を受けて、児童相談所の体制強化を図っていく必要性が改めて確認された。施設面では、一時保護所の不足への対応が求められているが、これは従前から指摘をされているものである。

そこで、今後の児童虐待防止対策について、短期で行っていくのものと、中長期で行っていくものに分けて整理することにより、より計画性を高めて対策の充実と実行性の強化を図るものとする。

★計画期間は、担当課と要相談（担当課は5年を考えている）。

・「3年以内に達成する指標」とは、3年以内の達成を目指す具体的な数字目標の設定を意味する。

< 3 関係機関等に警察を明記（連携強化）：2条4号に追加 >

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

～省略～

四 関係機関等 学校、児童福祉施設、警察、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、警察職員、その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

※「警察」又は「警察職員」のいずれかでの記載を提案。

【説明】

・「その他子どもの福祉に職務上関係のある者」には、警察職員、家庭裁判所調査官が含まれている（逐条解説）。

今回、改めて、「警察」ないし「警察職員」を明記することとしたのは、児童虐待防止対策における「警察」ないし「警察職員」の役割の重要性を再確認し、その役割や関係機関等における間の連携等を強化する姿勢を示すためである。

関係条文：8条（関係機関等の役割）、19条（情報の共有）ほか。

★組織としての「警察」だと抵抗される可能性あり。

★前提としての関係機関等に「警察」が含まれる解釈なのかを確認。

★そもそも今回の事件の反省点として、今のところ、警察との連携にかかる課題は具体的に明示されていない（国の中間報告書など）。

今回の件で、一時保護解除時における女兒に関する情報共有自体や共有後の警察の対応（情報の活用）についての議論の状況を確認する必要がある。→今回の改正では回避してもよい。

★「検察」「裁判所」も同様のことがいえ、「検察」「裁判所」との関係整理や連携のあり方

は、今回の事件では、今のところ直接の課題となっていないので、次回以降で検討すべき。

「・・・弁護士、裁判所、検察官、警察・・・」

なお、上記は、検察や裁判所は、警察を加えることによるバランスだけでなく、関係機関（要対協）の中に入れてもらうことで、立件事件の情報などの知見を通じた虐待防止施策への助言等を期待できるのではないか。いじめ防止対策条例のように、「問題対策連絡協議会」を設け、対策や「計画」に関係者の意見を反映や連携の強化に繋げるのはどうか。

★上記点については、現在の連携状況を確認する。

< 4 市町村への支援：27条の2に新設 >

「県は、児童相談所の設置を検討している市町村に対し、緊密な連携を図りながら、必要な支援を行うものとする。」

【説明】

・法律改正と船橋市や柏市の動向を踏まえて新設。

中核市などの市町村が児童相談所を設置することは、児童虐待防止対策の充実の観点から望ましいとされる一方で、設置後は、管轄範囲などの変更が生じるだけでなく、計画的な児童虐待対策にも大きく影響することから、緊密な連携が不可欠となる。

ここの「必要な支援」には、情報提供にとどまらず、人的・物的資源の提供、財政面での協力などが広く含まれる。

★県のスタンスを確認。今後も各市での設置を望むのか？

★中核市に絞る理由はないので、あえて「市町村」としている。

< 6 附帯決議について >

前述のとおり、ここには、①2月議会での再発防止宣言と我が党の申し入れの内容をベースに、②国の法律改正、国会の附帯決議、国の検証委員会の中間報告、PTメンバーの個別施策への考え方をまとめる。

また、③1～5までで足りない部分の補足についても行う。

【現時点での検討項目】

- ・導入に本事件を受けての決意表明。
- ・2月議会の再発防止宣言及び党の申し入れをベースとする。
- ・優先的財政措置や時限立法的意味合いの表現についての検討。
- ・本事件の再発防止に直接的なものと、間接的・背景的に関連するものを分けて整理。
- ・一時保護解除後の家庭復帰における継続指導や連携体制の項目を加える。
- ・DVへの対策や支援に関する項目を加える。
- ・児相の体制強化のうち、ICT利活用についてモデル的位置づけの記載を検討。
- ・警察との連携強化の中身を具体的に記載するかを検討。

- 国会での附帯決議の内容も考慮。
- 附帯決議に掲げる内容を基本計画へと盛り込むことの記載も可能なので検討。

第1 改正パターン

<前提>

・執行部は、第三者検証委員会の結果及び法改正後の厚労省からの通達がない限り、自らの改正は行わない

- ・第三者検証委員会の結果を受けての追加改正は別に考える。
- ・次期児童虐待防止計画（次年度から新しくなる）に盛り込む形で縛る方法も（11条）。

- 1 法改正を受けて足りない部分のみの改正を行う。
- 2 改正法及び附帯決議を踏まえた改正を行う。
- 3 2に、現行条例で更に必要な項目を加える
- 4 3に、現条例の個々の条文で更に必要な肉付けも行う（最高形）。
- 5 1+「2～4」を基本計画に盛り込むように、11条の列挙項目を具体的に追加

※緊急対策及び今後の施策予定を、立法事実を考慮

※本県以降に制定された他自治体の条例の状況

※逐条の射程範囲（現行条例の解釈範囲）を整理

第2 改正が必要な項目として確認したもの（座長及び副座長の190613の打ち合わせ）

添付参考資料「第1」の「1」と「5」及び、「第2」の「12」。

- ・1 しつけによる体罰禁止の明記
- ・5 一時保護解除後のフォロー（ケア）、継続指導のあり方や関係機関との連携
- ・12 中核市への協力

第1 前回打ち合わせで挙げた項目

- 1 しつけによる体罰禁止の明記
- 2 全庁的な取組みの後押し
- 3 関係機関の中で、学校や警察の特出し
- 4 児童養護施設の充実・強化、計画性
- 5 一時保護解除後のフォロー（ケア）、継続指導のあり方や関係機関との連携
- 6 保育園
- 7 通告体制の強化（189）
- 8 児童相談所の体制強化、職員の職務遂行の支援・保護

第2 PTなどで挙げた項目

- 9 予防の強化
- 10 DVの特出し（21条関係・保護者に対する支援）
- 11 情報の秘匿（19条関係）
- 12 中核市への協力

第3 条文イメージ

★「1」関係・・・体罰による「しつけ」の禁止を明文化（6条関係）

現行：「保護者は、虐待を決して行ってはならない。」（条例6条1項）

案：「何人も、児童のしつけ及び福祉のために必要な措置等に際して、体罰を加えてはならない。」（包括的な新规定又は「13条の2」で追加）

→ ※改正児童虐待防止法第14条1項但書及び児童福祉法第47条3項但書を参考。

6条への追加では、保護者以外への部分を別途加える必要がある。

★「9」関係・・・妊娠時からの支援を明文化（14条関係）

「県は、虐待の発生予防に資するため、妊娠時からの相談体制の充実、子育て家庭への情報の提供その他子育て支援に関する施策を実施するものとする。」

★「7」関係・・・躊躇なく通報及び措置等ができるように（3条関係）

「前項のために、必要とされる措置等は、たとえ虐待が真実存在せずその疑いに留まるものであったとしても、子どもの生命を守るために必要なものとして、社会全体で寛容に捉えて

いかなければならない。」(理念の2項の次に加える)

★「8」関係・・・児童相談所の体制強化、

案：

県は、今後〇〇年間で、計画的に児童相談所の職員^{職員}の増員及び施設整備等の対策を講じ、児童相談所の体制を強化するものとする。※時限立法的な規定も可能

(前項にあたり、) 県は、最先端のICT技術を積極的に活用し、対象子供への切れ目のない支援、児童相談所及び関係機関等の間での情報共有の強化、職員の業務負担の軽減、及び業務執行の改善・強化を行うものとする。

★「8」関係・・・職員の職務遂行への支援

案：●条の2（職務遂行及び職員の保護）

関係機関等の職員は、どのような保護者に対しても、躊躇することなく子供の利益を最善に考えて、毅然とした態度と姿勢で職務を遂行するものとする。

前項の職務遂行をした職員は保護されなければならない。県及び関係機関等は、虐待の存否に関わらず、人事評価等の不利益な取り扱いは一切行わないものとする。

第一項の目的のために、県は、児童相談所の職員が必要に応じて直ちに法的助言等が受けられる十分な支援体制を講ずるものとする。

★「3」関係・・・警察の役割、情報共有（18条関係）

18条の2などで、警察の役割（警察による支援）を特だしする。

「日頃の活動」「18条を受けた協力」「情報共有」「18条を受けた協力」「能動性」「全件」

「子どもを虐待から守る条例」の改正に伴う児童虐待防止対策の更なる強化を求める附帯決議（骨子案）

本年1月に野田市で発生した小学4年生の女兒が親の虐待により亡くなるという、絶対にあってはならない大変痛ましい事件（以下「本事件」という）が発生してしまった。

我々県議会は、二度とこのような最悪の事態を発生させない決意の下で、2月定例県議会で徹底した真相究明と再発防止宣言を決議し、再発防止策の速やかな実施に向けて県政に臨んでいる。

これを受けて、県執行部からは、5月8日付で児童虐待防止緊急対策が示され、6月定例県議会では、関連する補正予算を可決したところである。

今回、我々県議会は、「子どもを虐待から守る条例」の改正に伴い、執行部に対し、下記の点に留意しながら、条例第11条に基づく次期基本計画の策定及び児童虐待防止対策の更なる充実強化を行うことを求め、何よりも子供の安全を最優先とする徹底した再発防止に向けて継続して取り組んでいくことを確認する。

以上のとおり決議する。

記

※ 本事件の再発防止の徹底を第一にという観点から、防止対策全般を網羅的に触れながらも、事件の要因に近いものを特に厚く記述している。

1 本事件の課題整理と対策徹底の基本姿勢について

本事件を受けて、現在第三者検証委員会による調査が行われているところであるが、既に国の検証チームにおける中間報告においては、①一時保護の解除により家庭復帰の措置を行うにあたっての家族関係等の調査やアセスメントツールの活用、②継続指導等が守られていない場合の対応の在り方、③要保護児童の長期欠席時における学校、児童相談所、及び市町村の情報共有の徹底と児童の安全確認の徹底などにおいて、児童相談所職員の対応方法やケースマネジメント上の課題等が指摘されている。

今後の検証結果や提言を真摯に受けとめて、児童虐待防止マニュアル等に反映させていくとともに、これらが現場に着実に浸透するように徹底していくこ

とが必須である。

また、以降に掲げる児童虐待防止対策についても、本事件を防ぐことができなかつた背景的・間接的な要因として正面から向き合うこととし、次期基本計画の中に位置づけた着実な取組みの実施が必要である。

2 児童相談所の体制強化について

- ・児童福祉司や及び児童心理司等の専門職員の増員計画の前倒し実施を着実にを行うこと。
- ・6月議会の補正予算により、増員を図った児童安全確認協力員や児童虐待対応協力員についても、現場の反響を踏まえながら更なる増員を検討すること。
- ・保護者による圧力等に対しても職員が毅然と業務遂行できるように、必要に応じて迅速に警察や弁護士をサポートを受けられる体制の更なる充実を、配置の強化に加えてテレビ会議の利用等を視野に入れながら図っていくこと。
- ・弁護士や医師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークの実施を強化していくこと。
- ・経験が浅い職員の増員を踏まえて、職員研修の更なる充実を図るとともに、児童虐待対応マニュアルの現場への浸透を徹底すること。
- ・現行の児童相談所支援システムを抜本的に改めるとともに、最新のICT活用をすることにより、次の項目を実現し、職員の業務執行体制の強化を図っていくこと。
 - ① 業務の効率化と職員の負担軽減
 - ② 客観性が担保されたケースの適切な進行管理
 - ③ リアルタイムでの情報共有
 - ④ AIを用いたアセスメントの分析及び意思決定の支援
 - ⑤ 児童虐待対応マニュアルの浸透
 - ⑥ ケース担当の異動時における業務のスムーズな引継ぎ
- ・職員増員に伴う業務スペースの確保、一時保護所及びグループホーム等の児童養護施設の増設、児童相談所の管轄区域の見直しを踏まえた建替え、並びに里親委託の推進等について、中長期の計画を見据えながら施設の充実と人員の確保を行っていくこと

3 児童相談所と関係機関との連携強化について

- ・市町村との間でのリアルタイムの情報共有を可能とする体制やシステムの構築や、市町村支援を担当する児童福祉司の配置推進などを行い、要保護

対策地域協議会の個別ケース会議の機能の充実を図り、児童相談所と市町村の役割分担の明確化と相互補完の強化に努めていくこと。

- ・船橋市や柏市など、児童相談所の設置を検討している自治体と緊密な連携を図るとともに、財政面も含めて、人的物的に必要な支援を十分に行っていくこと。
- ・警察との間において、他県を参考としながら、虐待対応事案の全件の情報共有とそのためのシステムの構築を目指し、連携を強化していくこと。
- ・児童相談所と関係機関との情報共有を強化するために必要となる法整備について、国に対し、積極的に法律制定の働きかけを行うとともに、本県での条例制定についても検討を行うこと。

4 警察における体制強化について

- ・児童虐待に関わる警察官の体制を充実させ、より積極的な子供の安全確認と保護の実施に繋げる。特に、一時保護解除後の家庭復帰時における情報共有を受けて、それに伴う定期的な安全確認ルールの整備と実施するための体制を構築していくこと。

5 学校等における体制強化について

- ・教職員や保育職員の児童虐待対応に関する研修を充実させること。
- ・アンケート調査等の情報の適切な管理を徹底すること。
- ・教職員が圧力等に毅然と対応できるように、弁護士等による支援体制について、6月議会の補正予算の対応後の状況を踏まえながら更に充実させていくこと。
- ・個々の虐待事案について、関係機関との情報共有や連携を強化していくこと。

6 DV事案への対応について

児童相談所は、DVケースにおける子供の虐待リスクを正しく評価し、保護者への支援のために関係市町村との連携を強化するとともに、DV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターとの連携に努めていくこと。

7 県民への啓発強化について

- ・児童相談所全国共通ダイヤル（189）及び通報義務の県民認知の徹底と、通報を受ける体制を強化すること。
- ・本事件を踏まえ、何よりも子供の安全を最優先とする観点から、①仮に虐

待が不存在だったとしても通報や措置は仕方がないという社会全体の寛容性の醸成、②家庭復帰後に虐待が再発した場合における近隣住民による通報による早期発見の重要性、及び③しつけによる体罰禁止の意義について、特に留意した啓発を行っていくこと。

8 子供の権利保護と安全確保について

- ・ 子供の権利保護の観点から、一時保護解除後の家庭その他の環境の調整、当該子供の状況の把握その他の措置により、子供の安全確保を何よりも第一として徹底すること。
- ・ 子供の権利を尊重し、意見表明の機会の創設に向けて、国の動向を踏まえながら積極的に検討していくこと。
- ・ 一時保護解除後の家庭復帰時において、子供が必要に応じて自ら SOS を直ちに発信できることを可能とする仕組みや器材の導入を検討すること。

9 予防策について

- ・ 妊娠段階からの相談体制、命の大切さを伝える教育や啓発活動、及び市町村の母子保健施策と連携した支援を充実させることにより、予防策の強化を図ること。

10 基本計画と PDCA について

- ・ 基本計画に定める各施策については、PDCA サイクルによる不断の改善を図るものとし、その際、専門的知見を有する第三者による評価を参考とすること。
- ・ 基本計画を踏まえた財政措置を優先していくこと。